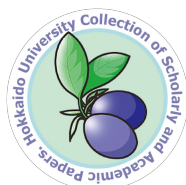




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日税研究賞受賞論文から 会計参与の法的責任に関する裁判事例からの規範的考察 : 税理士に対する損害賠償請求事例を中心として
Author(s)	柳田, 具孝
Citation	税研, 32(4), 106-113
Issue Date	2016-11-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63804
Type	journal article
File Information	zeiken32(4)pp106-113.pdf



会計参与の法的責任に関する 裁判事例からの規範的考察 —税理士に対する損害賠償請求事例を中心として—

柳田具孝◆北海道大学大学院生

1 研究の背景

1.1 会計参与制度の現況

平成2年の商法改正前に大企業と異なり会計監査が義務付けられていない中小企業の計算の適正化のため、税理士等による中小企業に則して限定された内容の会計監査制度を導入する「会計調査人」制度の義務付けが検討された。これは本来的な会計監査ではなく、「簡易監査」と呼ばれるもので「会計帳簿適法作成証明」を行うものと考えられていた。しかしながら当該監査の具体的な手法が詰め切れなかったこともあり、「会計調査人」制度は実現しなかった（浜田 [2005, p.81]）。その後、会社法制定の審議の終盤に①簡易監査ではなく計算書類の共同作成を行い、②設置強制ではなく任意設置とする会計参与制度の提案が公認会計士団体と税理士団体両方の支持を得た。このような経緯を経て会計参与制度が平成17年会社法制定に伴いようやく新設された。株式会社は事業年度ごとに計算書類を作成しなければならないため（会社法435②）、取締役は計算書類を作成する責任がある。従来から日本の中小企業では、税務申告書作成を行う税理士がこのような取締役の作成すべき計算書類の作成を託されてきた。そのため取締役と共同して計算書類を作成す

ることを規定した会計参与制度は中小企業にとって親和的である。平成18年の会社法施行以前は全ての株式会社に監査役の設置が強制されていた（旧商法274①）が、会社法制定後は監査役を廃して会計参与を設置することも認められるため（会社法327②）、中小企業にとってコストが増大することにはならない（図表1における4の機関設計）。また専門家たる会計参与⁽¹⁾が関与していることで会社の計算の適正性が確保されやすくなり、取引先や取引銀行からも高い信頼が得られる可能性がある（浜田 [2005, p.80]）。実際に山陰合同銀行は会計参与制度を導入した企業には貸出金利を通常より年0.2%優遇している⁽²⁾。また仙台銀行は貸出に際し代表者の保証を、埼玉りそな銀行は貸出に際し担保、第三者保証を不要としている。しかしながら会計参与設置会社は会社法施行直後で約300社⁽³⁾、平成19年時点で約1,000社⁽⁴⁾、平成21年の時点で2,500社⁽⁵⁾に過ぎず、あまり普及しているとは言い難い。

1.2 会計参与制度に関連する先行研究

大久保 [2010, pp.93-105] は中小企業庁と日本税理士会連合会による会計参与に関するアンケート調査の分析を行っている。会計参与の就任先の会社規模は資本金が1,000万円以上3,000万円未満の会社が55.4%と多

図表 1 委員会設置会社を除いた機関設計のパターン（会社法326, 327, 328）

	非公開会社	公開会社
非 大 会 社	1 取締役	
	2 取締役+監査役	
	3 取締役+監査役+会計監査人	
	4 取締役会+会計参与	
	5 取締役会+監査役	12 取締役会+監査役
	6 取締役会+監査役会	13 取締役会+監査役会
	7 取締役会+監査役+会計監査人	14 取締役会+監査役+会計監査人
	8 取締役会+監査役会+会計監査人	15 取締役会+監査役会+会計監査人
大 会 社	9 取締役+監査役+会計監査人	
	10 取締役会+監査役+会計監査人	
	11 取締役会+監査役会+会計監査人	16 取締役会+監査役会+会計監査人

※ 4 以外の16通りについては会計参与の設置は任意

く⁽⁶⁾、財務経理部門を縮小又は廃止し顧問税理士に依頼していた会社において会計参与が就任しているケースが多いのではないかと指摘する。また会計参与をしている税理士の就任先の会社数は1社が78.7%と多く、税理士の顧問先は複数あるのが通常であることからすると「顧問先の会社の中からかなりしばって会計参与に就任している」ようである。また大久保[2010, p.118]は税理士が会計参与への就任について心理的に躊躇する傾向があることを指摘する。その理由として役員としての会計参与が任務懈怠責任・第三者責任による損害賠償請求を受けるリスクと受け取る報酬⁽⁷⁾との不均衡を挙げる。最終的にこの不均衡の改善が会計参与制度普及のために必要だと主張する。

以上のように会計参与制度の普及にあたっては会計参与が負う責任の重さが論点となっている。しかしながらそのような会計参与の負う責任の内容については明らかにされていないのが現状であり、本稿ではその内容に迫りたい。

1.3 事例から類推して考察する妥当性

前述したように会計参与を含む役員は会社に対し注意義務を負い（会社法330, 民法

644）、これに対する違反は会社・第三者への損害を賠償する責任を生じさせる（会社法423, 429）。このような法律の規定は抽象的・観念的であり、個別的事例を扱った裁判例の分析が具体的な内容の理解に有用である。しかしながら会計参与について扱った裁判例は公刊物には現在のところ存在しない。

それに対し税理士等の会計専門家や取締役について扱った裁判例は数多くある。税理士と会計参与は共に納税者の計算書類の作成に関わり、税理士の業務契約の法的性質についても会計参与と同じく委任契約とするのが通説である（潮見[2010, p.243]）。委任契約とはある者が他の者から委託されて法律行為を行うことを目的とする契約である。委任契約は雇用契約とは異なり受任者の行う役務提供が独立的で裁量性を有する。受任者たる税理士が委任者である納税者から委託されて法律行為を行う。このように会社と役員との契約関係という意味で共通する。また取締役は役員として会社や第三者に対して責任を負う点で会計参与と共通する。そのため税理士等や取締役に関わる裁判例・評釈を分析することで会計参与の負う責任についても類推的に言及することが可能となる。以下、特徴的な事例を検討する。

2 裁判事例の検討

2.1 報酬を受けていない税理士の責任

本件は報酬を受けていない税理士の債務不履行責任が問われた事例である⁽⁸⁾。報酬の多寡が税理士の責任に影響を与えるか問題となった。遺産の分割協議の際に業務を委託された税理士が、相続人の娘と友人関係であったことから、報酬を受け取ることなく業務を行っていた。税理士は相続税の申告業務を行ったが相続人らは延滞税を課されることとなったため、税理士は延納許可申請の手続きをとるべき注意義務があったとして相続人らが税理士に損害賠償請求した事例である。相続税は申告期限までに金銭で納付するのが原則である。税務の現場では本件のように、納税者が自身の利益のみの実現のために税理士をうまく利用し、依頼者に不都合や不利益があれば税理士を法廷に引きずり出して税理士に対して訴訟を提起し損害を埋めさせようとすることが多いようである（川股 [2014, p.20]）。

第1審は納税者と税理士の本件の委任契約の具体的内容について「委任状表示の委任事項の記載及び委任に至る経緯等から、当事者の意思を合理的に解釈してこれを決すべきである」としたうえで、「相続税延納許可申請をすることを含まないことが明らか」であるとして税理士を勝訴させた。これに対して第2審は「税理士は税務の専門家であるから、税務に関する法令、実務の専門知識を駆使して、依頼者の要望に適切に応ずべき義務がある。すなわち、相続税の修正申告手続を受任した場合には、善良な管理者として依頼者の利益に配慮する義務があることはもちろんであり（民法644条）、税理士法上の義務として、法令に適合した適切な申告をすべきことは当然であるが、法令の許容する範囲内で依頼者

の利益を図る義務があるというべきである」とする。さらに税理士は「延納許可申請の手続をするかどうかについてXら（納税者—引用者）の意思を確認する義務があったというべきである」として一部敗訴し、延滞税分の損害について7割の責任を負った。

税理士のような専門家が報酬を受領することが、専門家として高度の注意義務を負うことの根拠になるか。無償で事務の処理を委託する場合、単に好意的な関係に止めこれを法律関係とする効果意思を伴わないとみるべきとも考えられる。しかし通説では法において委任が無償で行われる場合も含めて「善良な管理者の注意」をもって事務処理をすべきことを受任者に義務付けている（民法644）ことから、報酬額の多寡が注意義務を負うことの根拠となることは否定的に解される（潮見 [2010, p.246]）。そのため委任者は特別の信頼関係の下で受任者に対して事務処理を委託したのであるから、受任者としては有償・無償に関係なく善良な管理者の注意を尽くすべきである。

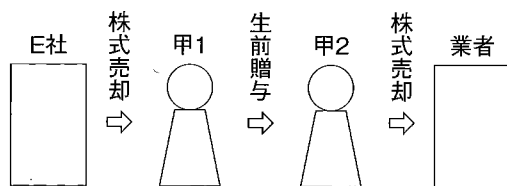
本件の判例では第1審、第2審の判断は分かれたものの、どちらも本件において税理士の報酬が無償であったことについては言及がない。そのため第2審の判断からすれば、報酬額の多寡は税理士の責任について影響を与えないといえる。そのため無償であっても税理士は納税者に対して善良な管理者の注意の一つとして意思確認義務を負うと考えられる。会計参与も報酬が低いからといって注意義務は低くならないと考えられる。

2.2 税理士の節税にかかる説明義務の有無

本件は節税について税理士が説明義務を負うかが争われた事例である。税理士である被告乙が考案した相続税対策をA社、B社、D社さらに被告が代表者を務めるコンサルタン

ト会社であるC社の勧誘・指導に基づき原告である甲らが実行することとした。右対策の一環として原告甲1が相続人にあたる甲2に対してE株式会社の株式8万2,200株を配当還元方式により評価されることを前提として生前贈与し原告において贈与税の申告をしたところ、税務当局から右株式の評価を同方式により算定するのは相当ではないことを理由に、原告が11億669万4,300円に及ぶ贈与税の更正処分及び賦課決定処分を受けた。そこで甲1の死後、相続人である原告甲2らが被告乙らに対し、不法行為による損害賠償請求等を行った事例である⁽⁹⁾。

図表2 本件の節税スキーム



節税対策のスキームは以下の通りであった。被相続人である甲1は、E社の株式を買い受け、その売買代金を支払う。甲1は本件株式を一定期間経過後、財産を多く相続させようとする相続人に対して贈与する。受贈者である相続人甲2は本件株式を一定期間保有した後、C社が紹介する業者に売却する。これにより甲1の資産が本件株式に転換し、相続財産の評価額が減縮される。なぜならE社にとって甲1は少数株主にあたることから配当還元方式で株価を評価すれば、本件株式を贈与することにより相続発生時に課される相続税を少なくすることができ、受贈者である相続人は少額の贈与税を支払うだけで済む。同相続人は本件株式を業者に対し売却することにより、甲1が買受時に支払った売買代金に概ね等しい売買代金を回収することができ

る。被告である税理士乙は通達に従えば本件株式の時価は配当還元方式により評価すべき場合に当たするため、税務当局の処分は不当なものであり責任はないと主張していた。

裁判所は相続税法22について「相続等により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による旨規定しているところ、右にいう時価とは客観的な交換価値を指すものと考えられる。しかしながら、客観的な交換価値は必ずしも一義的に確定されるものではないことから、課税実務上は財産評価の一般的基準である通達により定められた評価方法により相続財産を評価するのが原則である。これは、財産の客観的な交換価値を個別に評価していたのでは、その評価方法及び基礎資料の選択の仕方等によって評価者ごとに異なった評価がされるおそれがあること、課税庁の負担が重くなり、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあることなどから、あらかじめ定められた評価方法によりこれを画一的に評価する方が納税者の公平、便宜という見地からみて合理的であるという理由に基づくものである。したがって、通達の評価方法を形式的に適用することが実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかであるなどの特段の事情がある場合には、外の合理的な評価方法により当該財産を評価することができると考えられる」とする。

次に「通達によれば、少数株主の所有する株式の価額については、当該株式の年間配当金額を基準として計算する方法（配当還元方式）により評価することとされている。取引相場のない株式については、類似業種比較方式、純資産方式及び併用方式を用いるのが原則であるが、事業経営に対して影響を与えることの少ない少数株主の保有する株式については、単に配当を期待するという程度に止まる場合が多いことと評価手続の簡便性を考慮

して特例として配当還元方式が採用されたものである」ことを確認する。つまり少数株主の所有する株式の価額についての配当還元方式はあくまでも例外的なものであり、必ず適用されるものではないとする。

最後に「本件相続税対策は贈与税ひいては相続税の大幅な軽減を目的として考案されたものであることは明らかである。そして、本件株式は専ら相続税又は贈与税の負担の軽減を図る目的で一時的に保有され、その目的を達成すると、出資額に見合う金銭を回収することを目的として発行される特殊な株式であり、通達が配当還元方式により評価することを予定している株式とかけ離れた性質を有するというべきであり、右株式を配当還元方式により評価した場合には、納税者間の課税の公平が著しく損なわれる上、富の再配分機能を通じて経済的平等を実現するという相続税法の立法趣旨から大きく逸脱することは明らかである」として配当還元方式での株式の評価を否認したことは正当であるとした。本件のスキームはE社から甲1の株式取得から甲2の業者への売却まで約2年と短期間に行われている。所得税法上の譲渡所得の計算において、5年以下は短期と区分されることも整合性があると考えられる（所得税法33, 38, 60）。その結果、本件株式の購入費用の借入に伴う金利の内金及び弁護士費用の損害賠償請求が認められた。なお贈与税の更正処分及び賦課決定処分については課税庁の判断は正当であり、二つの処分の取消訴訟についての弁護士費用は損害とは認められなかった。

節税とは租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為であり、課税要件が充足しているにもかかわらず税負担を行わない行為である脱税と区分される。さらに租税回避とは課税要件の充足を避けること

による租税負担の不当な軽減又は排除であるが、租税回避には否認されるリスクが生じる。租税回避の否認に当たるとすると通常の法形式をベースとして課税が行われる。

図表3 節税と租税回避と脱税の関係性

節税	} 課税要件は不充足 不当性によって区別する
租税回避	
脱税	} 課税要件は充足

節税と租税回避は簡単に区分できないケースもみられることから、節税対策には課税庁から否認されるリスクが伴う。会計参与が顧問税理士も兼ねる場合に、節税対策にあたってはそのリスクについて納税者に十分説明することが重要であると考えられる。

2.3 帳簿書類の記載不備による青色申告承認の取消

本件は税理士が記帳代行についてずさんな処理を行っていたものの、納税者にも過失が認められた事例である。原告であるXは医師であり、いわゆる青色申告者として認定を受けていた。Xは税理士であるYに税務書類の作成及び税務代理を委任した。平成13年に①現金の出納等に関する事項を記載した帳簿の記載及び備付けがないこと、②総勘定元帳に関して給与賃金等の必要経費の記載が日々記載されておらず12月31日に一括計上されていることを理由とする税務調査を経て、Xは平成8年度分以降の青色申告の承認を取り消された（以下、「本件取消処分」とする）。さらにXは納付すべき所得税及び地方税について当初申告額が過少申告であったとの理由により、更正決定及び過少申告加算税等の賦課決定を受けた（以下、「本件更正決定等」とする）。以上のような処分を受けたのはYの過誤によるものであるとして、Xが債務不履行を理由

に損害賠償請求した事例である⁽¹⁰⁾。

裁判所の判断は次の通りである。本件取消処分については、Xはその使用する看護師等の給料を毎月25日に支払ってそのことを逐次Yに連絡し毎年2月頃には給与支払証明書や賃金台帳等をY事務所に提出していた。そのため総勘定元帳の作成にあたって「Yにおいてこれを、各月の支払日に支払われたような正確な記載内容に訂正することは容易に行われたはずである」。そうであるのに「Yは、本件税務調査に際し、給料及び通勤費等について給与手当の科目欄で12月31日に一括支給したかのような記載がなされている「総勘定元帳」をそのまま那覇税務署担当官に提出した」ことが原因となり、本件取消処分に至っておりYは税務書類の作成及び税務代理の委任契約上の債務不履行責任を免れないとした。

また本件更正決定等についても、Yが提出した源泉徴収簿は「平成11年7月分については、給料の支払人数及び支払金額をいずれも0と申告しながら19万4,700円を納税したり、更には平成12年は支払人数を0と申告しながら毎月の給料及び賞与の支払額を申告し、それにもかかわらず同年1月、2月、5月各給与及び同年12月の賞与に関する源泉徴収額の納付をしていないなど、被告による原告の源泉徴収額の申告・納税には内容的に不可解な点が多い。この不備も本件更正決定等の理由となったとして、Yは債務不履行責任を免れないとしている。ただしXの妻であり医院の経理を担当していたCが年末に一括計上されている必要経費について領収書を提出しておらず、さらに「平成9年度窓口収入」という表題の大学ノートを提示したもののそこに「平成9年4月31日」という存在し得ない日付で窓口患者負担分の収入金額が記載されているなど、Cら原告側にも落ち度があり5割

の責任を負うとされた。

本件は納税者側にも過失があったとされているが、本件の税理士は依頼者の従業員の給与が年末に一括支給されたかのように総勘定元帳に記載し、領収書の裏付けのない経費を計上するなど通常では考え難いさんな処理をしていた。このような処理は会計帳簿に記録すべき取引事実が正確に記録されていることを内容とする正規の簿記の原則に反すると考えられる（企業会計原則第一 一般原則の二）。会計参与も顧問税理士として帳簿書類を作成する場合には正確な記録が求められる。

2.4 不正を発見する義務 その1

本件は税理士が納税者の不正を発見する義務を負うかについて債務不履行責任が争われた事例である。医院を経営する納税者の従業員の一人であるAが横領を行っていたところ、財務書類の作成及び記帳代行等の業務を受任していた税理士がその業務を通じてその従業員の不正を発見することができたにもかかわらず、これを怠ったとして納税者が損害賠償を請求した⁽¹¹⁾。納税者である医院はAに資金繰りの一切を委ねていたことから不正行為を見抜くことが難しかったという事情がある。

裁判所は納税者と税理士との間での契約内容を確認し、「従業員の不正発見は合意内容とされていなかった」とした。しかしながら、「税理士法1条、41条の3の趣旨に照らせば、少なくとも受任者が不正を発見したときにはこれを委任者に報告する義務があるものと認めるのが相当である」とする。本件においては、「X（納税者－引用者）は、本件医院の資金繰りその他の経営について一切をAに委ねており（少なくともそのように認識される状況を作出しており）、当時、Aや銀行の支

店長がY（税理士－引用者）に対してした説明内容を前提にすると、Yが、Aが本件医院の実質的経営者であると認識するのも無理からぬ状況であったといえるから、Yが、Aによる、借入金の返済・利息支払等の名目での預金引き出し等を不正行為であると疑う余地は極めて少なかったというべきであり、他にYがAの不正行為を発見していたことを認めるに足りる証拠はない」として納税者は敗訴した。

裁判所の判断からすれば、契約上で不正発見義務があることを明示していない限り当該義務を負うことはないといえそうである。しかしながら税理士法の趣旨から不正を知ったときには税理士に助言義務を認めていることが注目される。そのためこの判例からすれば会計参与たる税理士も不正発見義務は負わないものの、従業員の不正を知った場合には報告義務が認められるといえそうである。

2.5 不正を発見する義務 その2

前節と同様に不正を発見する義務が問題となった判例として日本コッパース事件⁽¹²⁾がある。本件は公認会計士が監査先会社である日本コッパースの経理部長の不正行為を過失により見逃して無限定の適正意見を提出したとして、日本コッパースが当該公認会計士の所属する監査法人に対し債務不履行責任を追及した事例である。経理部長の不正行為には会社名義の定期預金の解約や担保差し入れが含まれていた。監査法人は定期預金の証書、通帳を確認しておらず、また直接銀行から残高証明書等の原本を入手しなかったという事情がある。吉見 [1999, p.122] によればこの事件は会計学会へ大きな衝撃を与えたようである。なお脱税との関係では責任は問われていないようである。本件では経理部長が単独で横領行為を行っているため、会社ぐるみ

でなかったため修正申告によって対応が可能であったためだと考えられる。

第1審は「従業員の不正行為を誘発する可能性が存在した状況からみるならば、特に負担とはならない定期預金証書等を実査するという程度のことは、職業的監査人としては当然になすべきものであって、それさえも怠るとすれば、職業的監査人の正当な職務執行に期待してなされたものと考えられる本件の監査の依頼の趣旨に背くもの」であるとして、公認会計士及び監査法人の責任を認めた。これに対し第2審は「不正発見目的の特約のない通常の財務諸表監査において、監査人は、一般に公正妥当と認められた監査基準に従い、職業的専門家の正当な注意をもって監査を実施すれば足り、監査人が右注意義務を尽くしていれば、幹部職員、従業員等の不正行為を発見できないまま無限定の適正意見を表明したとしても、責任を負うことはない」とする。さらに「監査人が通常実施すべき監査手続を行う過程で結果的に幹部職員、従業員等の不正行為を発見した場合には、その旨を監査依頼者に指摘・報告すれば足りる」とする。また「当該経理部長は期末の残高合わせや銀行から送付される当座勘定照合表の本紙を極めて精巧に偽造するという我が国の監査人がそれまで経験したことがなく、我が国の監査の歴史上、初めてなされた偽装工作によって不正行為を隠蔽していたため、A会計士補は、当座勘定照合表の通覧によって期中に異常な動きが出ることを確かめることができなかった」とする。結果として日本コッパースは敗訴した。

以上のように公認会計士監査は財務諸表の適正表示について合理的な保証をすることが目的であり不正のないことを調べることは監査人に義務付けられておらず、さらに経理部長の偽装工作が極めて精巧であったため会計

士に責任がなかったと判断されている。ただし会計監査人は不正行為等を発見したときは遅滞なく監査役に報告しなければならないとの規定がある（会社法397）。会社法監査では会計士である会計監査人は会社の計算書類及び附属明細書等を監査し、会計監査報告を作成する（会社法396①）。前述の通り会社法上において計算書類の作成責任は取締役であり、会計士にはない。監査基準においても、財務諸表の作成責任は経営者にあり監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある（監査基準第4報告基準三（2）及び（3））。そのため経営者である取締役と共同して計算書類を作成する会計参与は会計監査を行う会計士と義務を異にする。本件において会計士が会計参与であったならば、会計参与は取締役と「共同で」計算書類を作成するため責任追及が認められるリスクは高まると考えられる。これに関連して

取締役の不正行為を発見したときに会計参与は株主へ報告しなければならない、とする明文の規定がある（会社法375①）。また不正でなくとも疑わしい場合には「計算書類等の作成に関する事項について会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与は株主総会で意見を述べることができる」とする会社法377の規定により、会計参与が株主総会での意見陳述をすることも考えられる。

〔後記〕本論文における研究成果は平成27年度石井記念証券研究振興財団による証券研究学生団体研究助成の支援を受けている。また北海道大学大学院経済学研究科の櫻田譲先生より厳しくも温かい論文指導を頂いた。さらに吉見宏先生が主催する北日本会計学研究会では貴重なご指摘を頂いた。謝してここに記す。

*

*

*

〔参考文献〕

- ・江頭憲治郎 [2014]『株式会社法 第五版』有斐閣
- ・大久保拓也 [2010]「会計参与制度の現状と課題」『日本法学』第75巻第3号, pp.87-119
- ・金子宏 [2014]『租税法 第十九版』弘文堂
- ・川股修二 [2014]『税理士制度と納税環境整備 税理士法33条の2の機能』北海道大学出版会
- ・酒井克彦 [2005]「報酬を受けていない税理士の責任」『税務弘報』9月号, pp.137-143
- ・櫻田譲 [2006]「租税訴訟における統計的分析活用に関する一考察」『中国税理士会報』No.506, pp.17-24
- ・潮見佳男 [2010]『基本講義 債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得 第二版』新世社
- ・武田隆二 [2005]「『会計参与』制度と「虚偽表示抑止効果」への期待—会計参与の役割期待（その3）」『TKC会報』8月号, pp.4-10
- ・日本税理士会連合会 [2008]『HP:「会計参与に関するアンケート」（平成20年10～11月実施）」
http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/kaikeisanyo_questionnaire090415.pdf
(2015/12/11)
- ・浜田道代 [2005]「会計参与、監査役、監査役会、会計監査人」『ジュリスト』1295号, pp.74-84

- ・吉見宏 [1999]『企業不正と監査』税務経理協会

〔注〕

- (1) 会計参与は税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人でなければならない（会社法333①）。
- (2) 日本経済新聞 2006/11/18 朝刊 地方経済面中国B 35頁
- (3) 日本経済新聞 2006/8/24 朝刊 16頁
- (4) 日本経済新聞 2007/6/21 夕刊 1頁
- (5) 日経産業新聞 2009/11/05 18頁
- (6) 資本金が300万円未満の会社では4.6%、1億円以上の会社では6.3%に過ぎない。
- (7) 一社あたりの月額会計参与報酬は5万円以下が39.7%、5万円超10万円以下が24.1%、10万円超20万円以下が13.9%、20万円超30万円以下が3.5%、30万円超40万円以下が1.5%、40万円超50万円以下が0.3%、50万円超が1.3%、その他が24.1%であった（日本税理士会連合会 [2008]）。
- (8) 東京高裁平成7年6月19日判決判時1540号48頁
- (9) 東京地裁平成10年11月26日判決判タ1067号244頁
- (10) 那覇地裁平成16年6月22日判決旬刊速報税理29巻11号42頁
- (11) 富山地裁平成12年8月9日判決TAINZコードZ999-0042
- (12) 東京高裁平成7年9月28日判決判時1552号128頁